

おくやみ ハンドブック

千曲市

このハンドブックは亡くなられた方に関する市役所での
一般的な手続きをご案内しています。
くらしの手続きガイドも併せてご利用ください。いくつかの質問
に答えることで必要な手続きをご案内するWebサービスです。
<https://ttzk.graffer.jp/city-chikuma/okuyami>



2025年度



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年2月発行

発行:千曲市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

千曲市にお住まいの皆様へご案内

このような
お悩みをお持ちの方
お気軽に
ご相談ください

✓子どものために
購入した土地があるが
地元に戻る予定がない

✓使っていないのに
税金だけを
払っている

✓建物内に
片付ける物が多いが
売れるのだろうか

✓できるだけ高く売りたいが
いくらになるだろう

✓相続した空き家の
維持が大変で
管理できなくなった

✓もっと環境の
良いところに
住み替えたい

✓所有する農地を
売りたい

✓古い空き家を解体したいが
費用が足りない

✓売却時の
諸費用はどのくらい
かかるだろう

土地・住宅を 売りたい方 相談無料!!

秘密厳守で
対応させて
いただきます

「土地や空き家の処分にお困りではありませんか？」

土地や空き家の売却や活用方法にお悩みの方、ぜひご相談ください。創業76年、地域密着型の会社として、地元の皆様に信頼されてきました。豊富な不動産情報と経験を活かし、お客様一人ひとりに最適な解決策を提供します。売却方法が分からない、相場や手続きに不安がある、そんなお悩みをお持ちの方を、しっかりサポートいたします。どんなに小さなことでも構いませんので、まずはお気軽にご連絡ください。安心して手続きいただけるよう、全力でお手伝いさせていただきます。

安心しておまかせください
**長坂建設
の
強み!**

強み1

豊富な不動産情報と 取引実績!

長年の実績に基づき、地域の不動産相場や需要について豊富な情報を持っており、お客様の不動産に最適な売却方法を提案できます。

強み2

地域密着の信頼と ネットワーク!

地元根差した事業活動を行っているため、地域とのネットワークが広く、地域の特性を活かしたスムーズな取引が可能です。

強み3

柔軟で多様な 解決策の提案!

不動産の処分方法としては、売却以外にも活用方法（賃貸や開発など）を含めた多角的な提案が可能です。お客様の状況に合わせた柔軟なアプローチができます。

売り土地、新築分譲、中古住宅のご要望にもお応えしますので、
まずはどうぞお気軽に当社にご相談ください。

秘密厳守で
対応させていただきます



長坂建設株式会社 TEL.026-272-2762

〒387-0021 長野県千曲市大字稻荷山7番地

当社HPは
こちら▶▶



目次

市役所での手続き	2
市役所以外での主な手続き一覧	11
相続登記はお済みですか?	12
法定相続情報証明制度	13
空き家の管理・活用について.....	14
家系図	20
故人の財産について	21



市役所での手続き

国民健康保険に加入していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 資格確認書等の返還	☐ 資格確認書 ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方) ☐ 特定疾病療養受療証(お持ちの方)	1階 健康推進課国保医療係
☐	● 葬祭費の支給申請	☐ 葬祭を行った方の預金通帳	
☐	● 高額療養費等の支給申請	☐ 医療を受けた方の領収書 ※該当者には申請書を送ります。	

後期高齢者医療保険に加入していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 資格確認書等の返還	☐ 資格確認書 ☐ 特定疾病療養受療証	1階 健康推進課国保医療係
☐	● 葬祭費の支給申請	☐ 葬祭を行った方の預金通帳	
☐	● 高額療養費、保険料等の承継の届出	☐ 承継人の預金通帳	

国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	※加入していた健康保険組合へお問い合わせください。	—	—

国民年金に加入していたまたは各種年金を受給していた

☑	手続き	☑ 持ち物	受付窓口
☐	● 国民年金に加入していた方	・遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金を請求することができます。 ※受付窓口へお問い合わせください。	1階 市民課年金係
☐	● 国民年金のみを受給していた方	・未支給年金、遺族基礎年金、寡婦年金を請求することができます。 □ 亡くなった方の年金証書 □ 請求者となる方の預金通帳・マイナンバー確認書類・戸籍謄(抄)本・本人確認書類 ※上記の他にも書類が必要な場合があります。	
☐	● 国民年金と厚生年金を受給していた方	・未支給年金、遺族厚生年金を請求することができます。 ・市で実施している年金相談の窓口で相談いただくか、年金事務所へ直接お問い合わせください。 ・年金相談の日程は市報に掲載しています。 長野南年金事務所 ☎026-227-1284	
☐	● 農業者年金を受給(加入)していた方	・死亡関係届出書の提出が必要です。 ・未支給年金等を請求できる場合があります。 ※受付窓口へお問い合わせください。	3階 農業委員会
☐	● 共済年金を受給していた方	※各共済組合へ直接お問い合わせください。	
☐	● 企業年金を受給(加入)していた方	※各企業年金基金等または企業年金連合会へお問い合わせください。	

ご遺族メモ

介護保険に加入していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 介護保険証等の返還	☐ 介護保険証 ☐ 負担割合証 ☐ 負担限度額認定証 ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	1階 高齢福祉課
☐	● 保険料、給付費の承継の届出	介護保険料の還付、未給付費がある場合は承継人様名義の口座に振り込みます。 ☐ 承継人の預金通帳	

障がいの手帳を持っていた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 各種手帳の返還と死亡届	☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳	1階 福祉課
☐	障がいに関する給付金を受給していた ● 各種サービスや給付金終了の相談	※受付窓口へお問い合わせください。	
☐	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた ● 受給者資格の喪失届	☐ 承継人の預金通帳	

福祉医療費受給資格を持っていた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 受給者資格の喪失届	☐ 福祉医療費受給者証 ☐ 承継人の預金通帳	1階 健康推進課 国保医療係

未成年の子がいた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	●児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当について	※手続きは、個別の状況に応じてご案内します。 受付窓口へお問い合わせください。	1階 こども未来課
☐	●福祉医療費受給について	※手続きは、個別の状況に応じてご案内します。 受付窓口へお問い合わせください。	1階 健康推進課国保医療係
☐	●保育園について	※手続きは、個別の状況に応じてご案内します。 受付窓口へお問い合わせください。	1階 保育課

千曲市に土地、家屋等の固定資産を所有していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	●相続人代表者等の届出	※受付窓口へお問い合わせください。	1階 税務課固定資産税係
☐	固定資産を共有していた ●共有代表者の変更届 (故人が代表の場合)	※受付窓口へお問い合わせください。	
☐	●土地、家屋の相続登記	※長野地方法務局へお問い合わせください。	長野地方法務局 ☎026-235-6611

ご遺族メモ

原付バイク、農耕車、小型特殊車両を所有していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 廃車、名義変更等	※受付窓口へお問い合わせください。	1階 税務課 市民税諸税係

軽自動車を所有していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	※軽自動車検査協会へ お問い合わせください。	—	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1854

普通自動車、自動二輪（125cc超）を所有していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	※長野運輸支局へ お問い合わせください。	—	長野運輸支局 ☎050-5540-2042

税金を口座振替で納めていた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 口座振替の廃止、 変更	☐ 預金通帳、通帳の届出印	1階 債権管理課

税金に未納がある場合

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 納付相談	—	1階 債権管理課
☐	● 財産や負債の放棄	※受付窓口へ お問い合わせください。	長野地方裁判所上田支部 ☎0268-40-2208

市営水道（八幡・桑原・稲荷山の一部）の使用者となっていた

閉栓または名義変更の手続きが必要です。閉栓の場合は水道料金の精算が必要となります。

詳しくは、受付窓口にお問い合わせください。

上記エリア以外の方は、県営水道窓口（P.11）にお問い合わせください。

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	●使用休止届、 名義変更、 送付先変更 等	※受付窓口へ お問い合わせください。	3階 上下水道料金等お客様センター ☎026-272-7556
☐	●支払い方法の変更 （口座振替）	☐ 口座情報、通帳印 ※受付窓口へ お問い合わせください。	

下水道の使用者となっていた

閉栓または名義変更の手続きが必要です。閉栓の場合は下水道使用料の精算が必要となります。

詳しくは、受付窓口にお問い合わせください。

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	●使用休止届、 名義変更、 送付先変更 等	※受付窓口へ お問い合わせください。	3階 上下水道料金等お客様センター ☎026-272-7556
☐	●支払い方法の変更 （口座振替）	☐ 口座情報、通帳印 ※受付窓口へ お問い合わせください。	

市営住宅に入居していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	●市営住宅継承手続き	☐ 印鑑 ☐ 継承する方の住民票 または戸籍謄本（いずれも写し可） ☐ 継承する方の本人証明書類 ※顔写真の無いものは2点必要 ☐ マイナンバーカード、 マイナンバー記載の住民票（写し可） ☐ 死亡届の写し	3階 建築課空き家対策係 ※期限:1ヶ月以内
☐	●市営住宅使用料の 支払い継承手続き	☐ 印鑑 ☐ 相続人もしくは保証人の 本人確認書類 ※顔写真の無いものは2点必要	

農地を所有していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 農地の相続	※相続登記終了後、 農地法第3条の3第1項の規定に よる届出が必要になります。 ☐ 登記完了証 ☐ 印鑑(スタンプ印不可)	3階 農業委員会

雁塚霊園(市営墓地)を使用していた、納骨する

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	納骨を希望する ● 使用許可申請 または納骨手続き	※下記以外の書類が必要に なることもありますので事前に お問い合わせください。 ☐ 納骨(埋蔵)届 ☐ 火葬許可書 ☐ 霊園利用許可書	2階 環境課環境政策係
☐	使用許可を受けていた ● 使用者変更手続き	※下記以外の書類が必要になる こともありますので事前に お問い合わせください。 ☐ 書換え・再交付申請書 ☐ 霊園利用許可書 ☐ 戸籍謄本 ☐ 住民票の写し	

ご遺族メモ

犬の飼い主となっていた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 飼い主の変更	※受付窓口へお問い合わせください。	2階 環境課環境政策係

山林を所有していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 森林の土地の所有者届出書の提出	※相続登記終了後、届出が必要になりますので受付窓口へお問い合わせください。	3階 農林課森林整備係

印鑑登録をしていた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	● 印鑑登録証の返還	☐ 印鑑登録証	1階 市民課市民係

ご遺族メモ

マイナンバーカードまたは通知カードを所有していた

マイナンバーが必要となる場合がありますので、相続等の手続きが終わり次第返納していただくか、破棄してください。

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	●マイナンバーカード または 通知カードの返納	☐ 故人のマイナンバーカード または通知カード	1階 市民課

パスポートを所有していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	●パスポートの返納	☐ 故人のパスポート	1階 市民課

居住予定のない住宅、空き家を所有していた

☒	手続き	☒ 持ち物	受付窓口
☐	※受付窓口へ お問い合わせください。	—	3階 建築課空き家対策係

ご遺族メモ

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	☑	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	長野家庭裁判所上田支部 ☎0268-40-2203
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	上水道(県営水道)	県営水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更		☐	川中島事務所(更埴地域) ☎0120-971-105 上田事務所(戸倉、上山田地域) ☎0120-971-124
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	千曲警察署 ☎026-272-0110
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	長野地方法務局 ☎026-235-6611
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		☐	上田税務署 ☎0268-22-1234
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		☐	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局

ご遺族メモ

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなかったこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です。

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです。

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



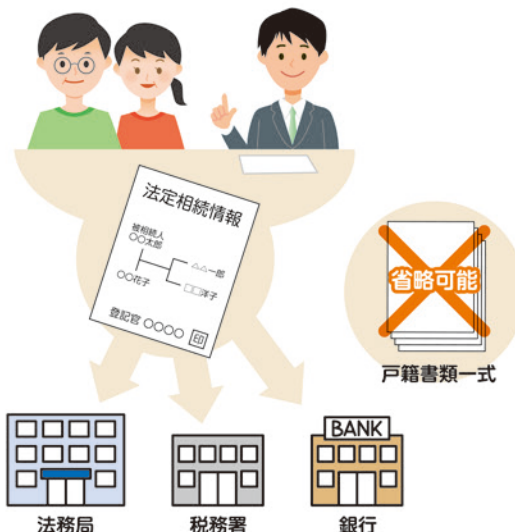
法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。**(※)

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍除籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- ☐ 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。
法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

空き家の管理・活用について

空き家の相続

空き家になる理由のトップである相続は、所有者が亡くなり、子どもが相続する、ということが一般的ですが、近年は、子どもがいない家庭が増え、相続権が複雑になるケースが増えていきます。

空き家となった住宅を取得した理由

- 1位 相続した.....57.9%
- 2位 新築・建て替えした.....17.1%
- 3位 既存住宅を購入した.....14.2%

(国土交通省 令和6年空き家所有者実態調査結果を加工して作成)

不動産登記の重要性

不動産登記は、土地や建物の権利を証明する重要な手段です。
相続した不動産を売買するためには、相続登記を済ませておく必要があります。



登記未了物件 は非常に厄介

特に古い建物や住宅ローンを借り入れずに建築された建物は、登記されていないもの
がかなりの数存在します。登記簿に記載されている所有者の戸籍などが手に入れば良
いですが、明治時代に亡くなった人などは戸籍が残っていないこともあり、相続登記を
しようにも相続権を証明することが困難になり手続きが複雑になる場合もあります。

遺産分割協議

遺言書が作成されておらず、相続人が複数いる場合は、相続人の間で、相続財産の分割協議を行います。
法定相続権は、配偶者が半分、残り半分を子どもたちで均等に分けることになります。相続を放棄することもできます。



突然降ってくる相続問題

所有者に子どもがいない場合は両親や祖父母、両親も祖父母もいなければ所有者の兄弟姉妹...のように、血縁関係をたどって相続権が渡ります。さらに、相続権者が亡くなっている場合にはその子どもへと相続権が広がっていきます。場合によってはある日突然「会ったこともない親戚の空き家を相続させられる」ことさえあるのです。相続人の関係が複雑になるほど、その空き家解消は難しくなってしまいます。

離婚した人は要注意

昨今、離婚も珍しくなくなりましたが、離婚しても相続権は子どもにある、ということが思わぬ問題となる場合があります。養子や婚外子も同じで、法律上、親子関係にあれば、相続の権利がありますので、相続人を調べる際には特に注意が必要です。

専門家に
相談を

特に相続人の関係が複雑な場合などは、
司法書士などの専門家に相談することをお勧めします。



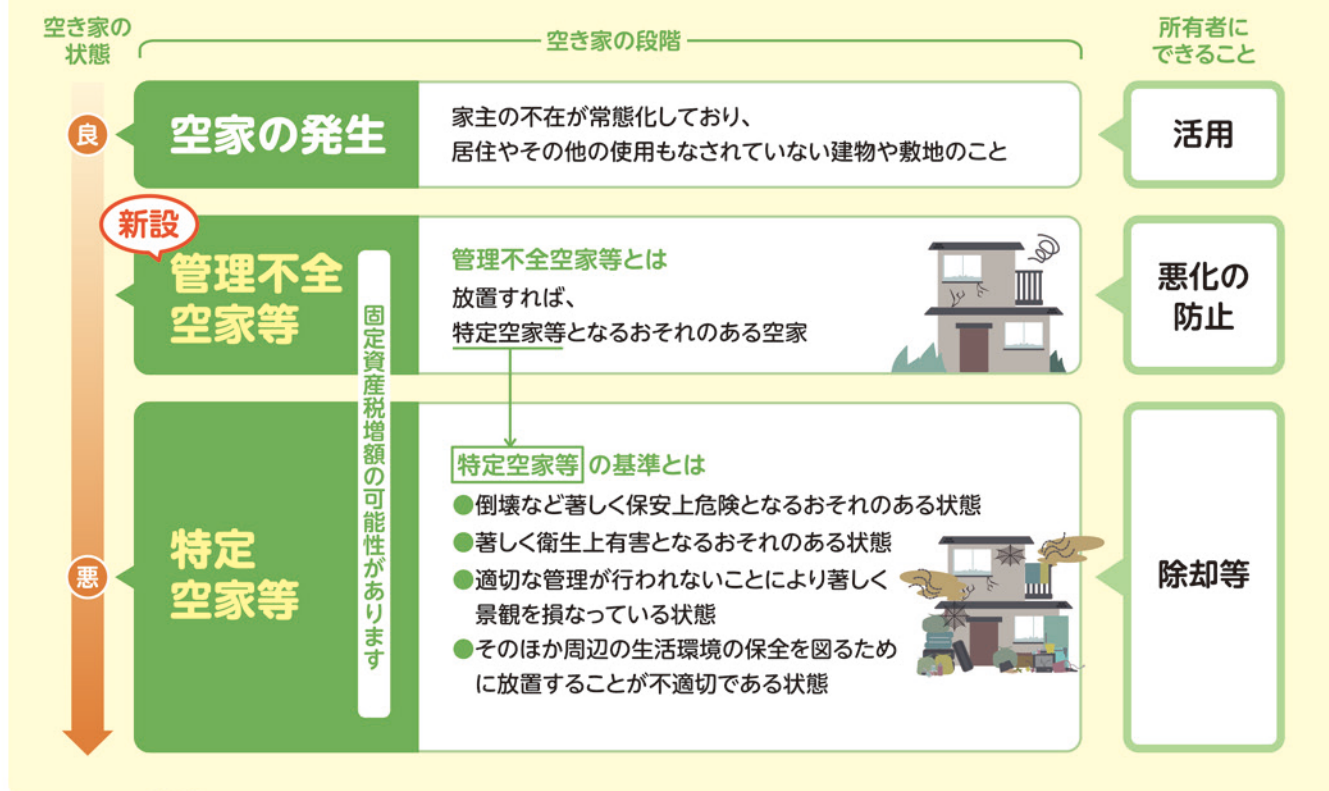
あなたの空き家大丈夫？

空き家を放置していると固定資産税が増える可能性があります!!

管理不全空家等の区分が 新設されました！

近年全国的に問題となっている空き家対策に取り組むための法律が改正されました。放置すれば特定空家等になるおそれのある空家が【管理不全空家等】と認定され、行政より勧告が行われると、**固定資産税が増える可能性があります。**

あなたの空き家の状況を確認しましょう



管理不全空家等・特定空家等
と判断されると行政より指導・勧告等が行われます。



勧告で改善されない場合、
住宅用地の特例措置解除となり、**固定資産税が増える**可能性があります！

住宅用地の特例措置とは、住宅用地のうち一定のものについて、固定資産税が最大1/6まで減額されるものです。そのため、特例措置解除となると、1/6までの減額が対象外となります。

平成27年度より特定空家等と判断され、勧告を受けると、住宅用地の特例措置は解除されていました。今回の法改正により、管理不全空家等と判断され、勧告を受けた場合も特例措置解除の対象となる可能性があります。

空き家の所有者、関係者には適切な管理を行う責任があります。

空き家を放置していると、様々なトラブルが発生する可能性があります。

今一度、空き家の状況を確認し、行政より指導や勧告を受ける前に適切な管理をしていきましょう。

管理しよう!

●空き家の適切な管理の方法とは?

1 所有者もしくは管理者が、定期的に建物の状況を確認、メンテナンスを行い、空き家になる前の状態を維持している。

2 相続をした際、速やかに土地・建物の登記手続きを完了させている。

3 地域の方、近隣の方に連絡先を伝え、問題が起きた場合は、迅速に対応できるようにになっている。

●空き家を適切に管理するために、セルフチェックしてみましょう

当てはまる項目にチェックを入れてください。

簡易チェック
全9項目

■ 屋根

屋根材の異状(変形、ハガレ、破損)

■ 軒裏

軒天井の異状
(ハガレ、破損、浮き)

■ 雨とい

水漏れ、変形、外れ

■ 土台、基礎

破損、腐朽、ズレ

■ 家のまわり

塀のヒビ、割れ、傾き
臭気、ごみ等の不法投棄
多数の害虫発生(ネズミ、ハチ、蚊など)
雑草、樹木の繁茂

■ 外壁

腐朽、ハガレ
破損、浮き

■ 窓、ドア

ガラス割れ、傾き
開閉の不具合

■ 家の中

雨漏り、カビ、害虫の大量発生
給水、排水の不具合、臭気

■ バルコニー、ベランダ、外階段

腐食、破損、傾斜、サビ

チェック個数

個

- ☒ 0 個……………引き続き管理をしましょう!
- ☒ 1 個以上……………放っておくと、さらに老朽化します!
管理の徹底や、補修を行いましょう。
- ☒ 5 個以上……………危険です! 早急に対処しましょう!

空き家の活用を考えてみませんか？

「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」

「空き家を持っているけど何から手を付ければいいの？」と空き家の悩みは尽きません。

まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしないといけないのか確認しましょう。

まずは現状を把握しましょう

☑ 相続登記は済んでいますか？

空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

☑ 特定空家等の対象ではありませんか？

特定空家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは市役所へ相談しましょう。

☑ 家の中は片付いていますか？

家の中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。



建物を残して活用する

● 資産運用する

例) 賃貸経営、民泊事業等

- ・千曲市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

● 売却する

- ・千曲市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

● 自分たちで住む

例) リフォーム、リノベーション、古民家再生等

- ・リフォームやリノベーション等を専門としている企業へ相談する

無料で空き家の査定をしてくれる企業もあります。まずは相談してみましょう。



建物を解体して活用する

解体する …解体業者へ相談する

空き地になったら

● 資産運用する

例) 駐車場経営・アパート経営等

- ・賃貸業者等へ相談する
(無料相談会を実施している企業もあります)

● 売却する

- ・不動産会社へ相談する



空き家の活用方法がはっきりしていない

「所有している空き家を手放したくない…」

「将来的に住む可能性がある…」

「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等



適切な管理
をしましょう



家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。空き家の管理に悩んだら、市役所へ相談してみましょう。

空き家に関する 相談窓口

千曲市役所 建設部建築課空き家対策係
〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地
[Mail] akiya@city.chikuma.lg.jp
☎026-273-1111 (内線3241)

空き家の活用方法のご紹介

家にはそれぞれ思い出が残っており、なかなか整理できずに空き家のまま時が過ぎてしまう場合があります、管理が行き届かない空き家は、老朽化が進み、危険な状態になる場合があります。

しかし、現状を放置して事態が改善することはありません。

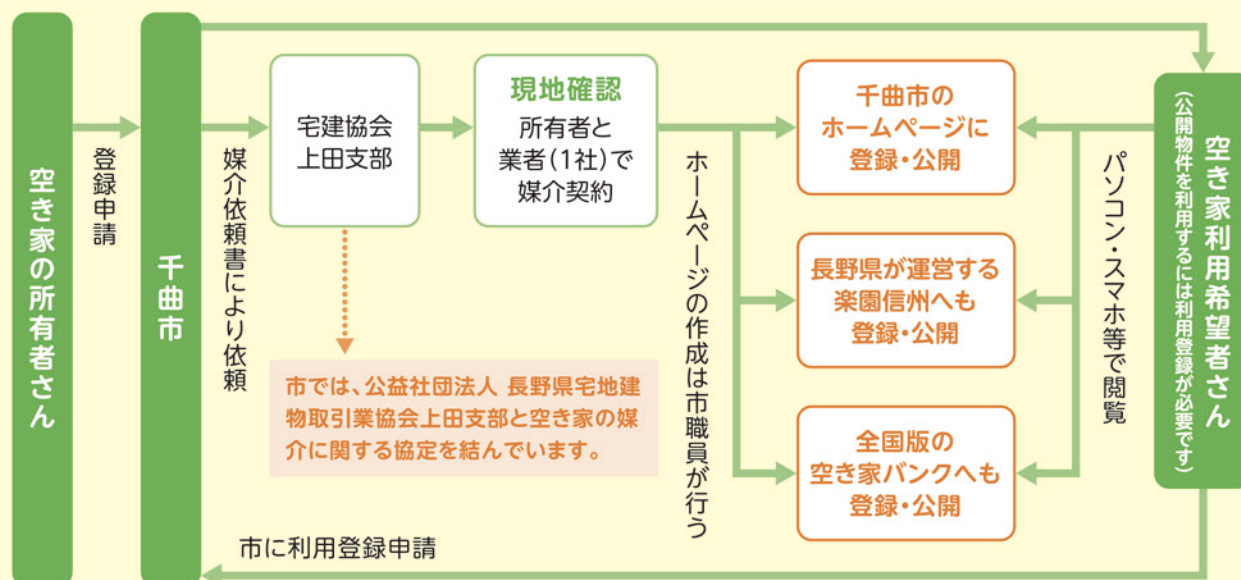
将来も見据えて空き家をどうするか考え、早めに対処することが大切です。

千曲市空き家バンク制度に登録しませんか

千曲市への移住定住促進と地域活性化を目的とした「千曲市空き家バンク」を創設し、情報提供を行っています。この制度は、貸したい売りたいと考える空き家を、空き家バンクに登録していただき、市のホームページに掲載することで、空き家を借りたい・買いたい希望者に情報を提供していくものです。

市内に空き家をお持ちの方は、ぜひこの機会に空き家バンクへの登録をご検討ください。

空き家バンクの概要



空き家バンクに関する お問い合わせ先

空き家バンクに物件を登録するには、登録申込書の提出が必要です。登録申込の様式は、千曲市ホームページからダウンロードするか、下記までお問い合わせください。

なお、空き家の解体に関してご相談等がございましたら、前ページの建設部建築課空き家対策係までご連絡ください。

千曲市役所 経済部ふるさと振興課移住定住推進係

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地

【Mail】 ijuteiju@city.chikuma.lg.jp

☎026-273-1111 (内線3293)

千曲市空き家バンク

検索

空き家を解体するという選択肢も

空き家のまま放置してしまうと老朽化が進み、さらには危険な状態になり、周りのお宅や、道路などに対して危険を及ぼす場合があります。

もし、第三者に被害を及ぼした場合、責任は全て所有者が負わなければならない可能性もあります。重大なトラブルに発展してしまう前に、賃貸や売却の他、解体工事へ踏み出すことも選択肢のひとつです。

空き家を解体するメリット



空き家を解体することで

- ☐ 管理する手間がなくなる
- ☐ 倒壊や、放火、害虫等の被害により、ご近所に迷惑をかける心配がなくなる
- ☐ 駐車場など他の用途で活用することや、売買などにより、資産を有効に活用することができる（適用条件を満たせば、売却した譲渡所得から最高3,000万円が控除される優遇措置もあります）

などのメリットが考えられます。

でも…

- ☐ 解体費用がかかる
- ☐ 住宅用地特例が解除され固定資産税額が高くなるなどの思わぬ出費になることもありますよね…。



とはいえ放置したままだと

第三者に被害を及ぼした場合、解体費用を上回る、多額の賠償金が必要になることがあります。

また、空き家が「特定空家等」と認定された場合、

どちらにしろ、住宅用地特例の対象から外れ、更地の税金と同じになる場合があります。

今後は、特定空家等と同様に、管理不全空家等（放置すれば特定空家等になるおそれがある空き家）も、勧告を受けた場合は固定資産税の住宅用地特例解除の対象になります。



空き家の所有者、関係者には適切な管理を行う責任があります。

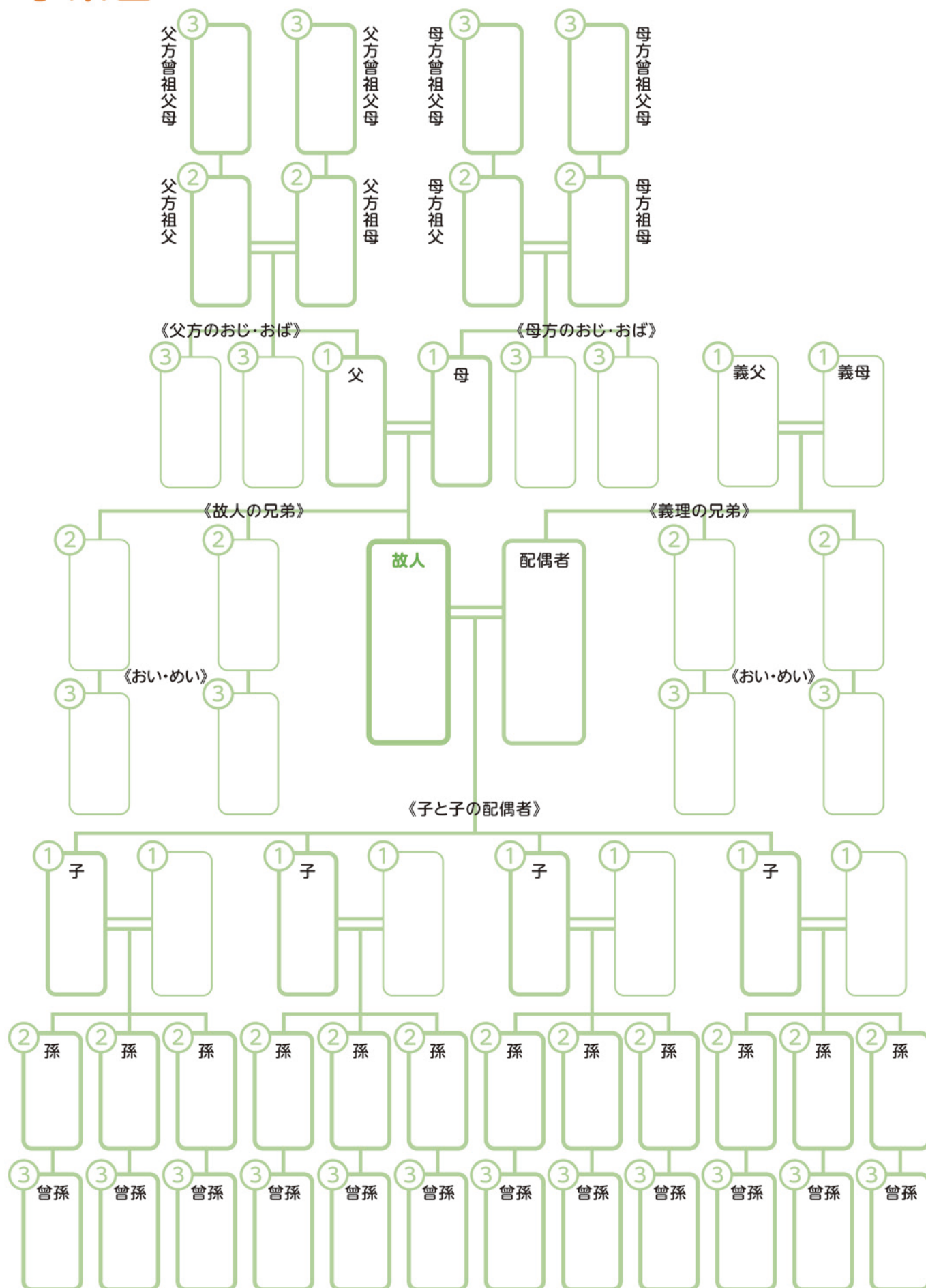
また、空き家は、放置していると様々なトラブルが発生する場合があります。

今一度、空き家の状況を確認し、空き家をどのように活用するか、解体して活用するかなど、じっくりと考えてみましょう。



家系図

※数字は親等数



故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考

ご遺族メモ

この度は心よりお悔やみ申し上げます

相続

に関するご不安や心配事、
一人で抱え込まずにまずは相談してみませんか？

知野税務会計事務所

当事務所では、ご相談者様の心のご負担が
少しでも軽くなることを第一に
お話をお伺いいたします。

ただでさえ大変な状況で、どこを頼ればいいのか、

誰に何を聞けばいいのかわからずに

お困りではないかと思えます。

お心の整理がついていなくても構いません。

思い悩まれる前に一度ご連絡ください。



相続手続きの際に お手伝いできること

相続に慣れている方は多くありません。当事務所では、**相続の流れの説明から必要なお手続きまでご案内し、スムーズに相続手続きが終えられるようサポート**いたします。

相続税の
申告

弁護士や
司法書士と連携し、
各種お手続きを
サポート

生前対策で お手伝いできること

今回の相続で、大変だと感じられた方が多いか
と思います。**生前にしっかり準備を行うことで
スムーズな相続手続きに繋がりますので、
ご自身の生前対策もご相談ください。**

相続税
対策

生命保険
の加入
アドバイス

遺言書
作成の
サポート



上記以外にも、ご相談者の方のお悩みに
できる限り対応したいと思います。
遠方の方もお気軽にお問い合わせください。

お電話またはEメールにてお問い合わせください

知野税務会計事務所
026-276-6235

千曲市千本柳190 FAX.026-276-6548

営業時間 9:00~17:00 定休日 土・日・祝

E-mail info@chinokaikei.com

HPはこちら



身近な町の法律家 ちくま司法書士事務所

司法書士は登記や相続手続の専門家です。

相続手続・遺言作成など、ご相談ください

・ 相続登記の手続を代行します！

相続登記をするためには、**戸籍**や**不動産の評価**などの書類を集めるほか、相続人間の話し合いなど必要な手続がたくさんあります。そうした手続のアドバイスと登記申請手続を代行いたします。

・ 遺言書の作成をお手伝いします！

自分が亡くなった後に、残された家族が困らないようにしたい。その気持ちを正式な文書として残す方法が「**遺言**」です。また、近年では**認知症の対策**として「**信託**」という方法を選ぶ方も増えています。こうした手続のサポートもいたします。

・ その他のサポートもご利用ください！

空き家問題、**成年後見** 等のご相談も承ります。



ちくま司法書士事務所

司法書士：菊池 秀和

〒387-0006

長野県千曲市大字栗佐1239-3
フレグランス栗佐105

☎ 026-214-8291

初回相談は**無料**です。

予約受付時間 平日／9:00～19:00
事前予約いただければ、時間外も対応いたします。

相続

山本税務会計事務所

相続についてのご相談お受けします

流れを一からご説明

相続手続き

申告まで引受

**相続税
申告**

相続税はかかる？

**相続税簡易
シミュレーション**

相続が発生したけれど、何から相談していいかわからないという方もいらっしゃると思います。必要書類からお手続き・申告まで一から丁寧に説明させていただきます。

まずは、お気軽にご連絡ください（初回相談無料です）

相続登記等で司法書士の紹介が必要な場合も対応可能です



山本税務会計事務所
Yamamoto Tax & Accounting Office

山本税務会計事務所

長野市大字西尾張部1027-3 L 号室



026-217-0318

ホームページ
はこちら▼



空き家の管理は大変.....
解体工事の
ご相談はお任せください!

ご相談・お見積

無料

建物解体

まずはお気軽にご相談くださいませ

株式会社阿部工業

〒381-1221

長野市松代町東条 2477

TEL/FAX 026-214-1316

E-mail abekougyou.k@joy.ocn.ne.jp



\古屋大歓迎/ 一戸建て・売アパート・土地

不動産売却をお考えの方



地域密着のプロフェッショナルが、あなたの大切な資産を最大限にサポートします



私たちを選ぶ理由



地域密着の豊富な実績



地元市場に精通した専門チームが、最適なタイミングと価格での売却をサポートします。



無料査定と適切なアドバイス



無料で物件査定を行い、適切な売却価格や戦略を丁寧にご提案します。



相続による売却も安心



煩雑な手続きや書類対応も、司法書士と連携しながら、丁寧かつ迅速にサポートいたします。



安心・安全なお取引



不動産の売却は、信頼と実績のある私たちにお任せください。安心・安全なお取引をお約束いたします。

空家を放置するリスク



チェックリストにいくつ当てはまりますか??

- ☐ 固定資産税がかかる
- ☐ 屋根や壁の劣化で近隣被害が心配
- ☐ 地域の犯罪を悪化させる原因にならないか心配
- ☐ 草刈りなど手間がかかる
- ☐ 放火や不法投棄をされる原因に・・・などなど



1つでも当てはまれば
ご相談ください!



スマホからのお問い合わせ
二次元コードはこちら↓



お電話でのお問い合わせはこちら

 **026-295-0201**

※ FAX番号はこちら→026-295-1790

長野県知事免許(9)第3463
不動産の買取・売買仲介

株式会社 もがな

〒381-0084 長野市若槻東条572-1

✉ info@mgn-nagano.com

HP : <https://www.mgn-nagano.com>



解体のみでなく、空き家のリフォームもご相談に応じます！

解体工事業登録 長野県知事(登-4)第1303号 / 産業廃棄物収集運搬 長野県知事 第2008231303号

実家じまいの相談

もう実家には戻らないので、
今後どのようにしたらいい
かアドバイスが欲しい



所有している不動産が、
いくらで売れるのか知りたい



売却相談

相談無料

空き家問題
全解決!



空き家の管理



家の様子を定期的に
確認してほしい

片付けの問題



遠くに住んでおり
片付けができていない、
どうすればいい?

その他、空き家にまつわるお悩み、
まずはご相談ください!

空き家のお悩みについてお話をお聞きし、空き家の状況、相続関係、補助金、
節税なども考慮に入れながら、お客様のご意向に沿ったご提案をいたします。

代表取締役

勝野 二郎



お気軽にご連絡ください



ミヤクボ不動産相談室

株式会社ミヤクボエステート

千曲市大字屋代1050-2

長野県知事(1)第6006号 (公社)不動産保証協会会員
(公社)全日本不動産協会会員 (公財)東日本不動産流通機構会員

☎ 026-274-5105

営業時間 9:00~17:00

MAIL miyakubore@gmail.com

定休日 水曜日

HP <https://miyakubore.com/>

(お客様のご都合に合わせて対応可能です)



相続についての お困り事・お悩みは

司法書士にご相談ください

相続登記

遺産分割

遺産承継

相続放棄

成年後見

相続の手続きを
する時間が
とれない

何から
手を付ければ
いいか
わからない

よくある
お困り事・お悩み

相続登記って
何をしたら
いいの？

遠方に
住んでいるけど
対応して
もらえる？



令和6年4月より 相続登記が義務化されました。

登記に関わる手続きは、専門的な知識が必要とされる複雑なものです。
時間が経過して、より複雑な事態になってしまう前に、ぜひ相続・登記の
専門職である司法書士にご相談ください。

親切・丁寧・誠実に対応いたします

野乃鳥司法書士事務所

司法書士 木島 政広

☎ 026-247-8826

✉ Nonotorihanoni@outlook.jp

所在地 〒389-0805 千曲市大字上徳間329 FAX 026-247-8827

営業時間 9:00~17:00 (土・日・祝日休)

時間外・休日の対応もお問合せください。

